



自然再生事業に対する財政上の措置

- 琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生は、琵琶湖を保全再生する上で重要。
大規模な自然再生事業もあり、自然環境整備交付金で継続的に支援を図られたい。

【提案・要望先】環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金の継続的な支援

- 琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生等のため、自然環境整備交付金の予算額確保【早崎内湖再生事業・ヨシ群落再生事業・自然公園施設整備事業】

2. 提案・要望の理由

- 本県では、内湖干拓や琵琶湖総合開発などにより、結果的に琵琶湖の生態系（特に水陸移行帯）に大きな影響を与えてしまった反省にたち、**内湖再生のモデル事業として早崎内湖再生事業を実施**するとともに、**水鳥や在来魚の生育生息場所であり、湖国の原風景を形成するヨシ群落の再生事業を実施**。
- 琵琶湖保全再生法第12条では、湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるとされており、さらに自然再生推進法も踏まえ、里や川、山々の恩恵を受けた琵琶湖を対象とした琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生のために、自然環境整備交付金は必要不可欠。
- **特に早崎内湖再生事業のような大規模な自然再生事業は、単年度で終了する事業ではなく、事業着手後も自然再生の状況を監視し、自然の復元力を活かしながら、順応的管理手法により長期間（10年以上）にわたり実施しなければならない。**
このため、大規模な自然再生事業については、自然環境整備交付金による継続的な支援が必要。
- コロナ禍において、自然公園施設の利用者が増加している一方で、施設の老朽化が利用の妨げとなっていることから、より安全で快適な利用を促進するため、自然公園園地および自然歩道の再整備・改修のための自然環境整備交付金による支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 早崎内湖再生事業—平成 13 年度から試験湛水を開始した結果、極めて良好な生物生息環境が再生されてきた。恒久的な内湖化を図るため、平成 25 年度に用地 (20ha) を取得、平成 29 年度からは内湖の北側(10ha)から内湖化整備を開始し、順応的管理で環境整備を実施中。今後の内湖化工事に多額の費用 (7.5 億円程度) が必要。



<整備方針>

○北区
なるべく自然の状態を維持できるような人の手を加えず、魚介類等の産卵、生育の場となるよう「自然環境を保全する場」として再生

○南区
人々が憩いの場や環境学習の場、湿地を体験できる場等として内湖を利用し、「人々と内湖との関係を再構築する場」として再生

図 現在の状況

(2) ヨシ群落再生事業—琵琶湖の生態系保全に重要な役割を果たすヨシ群落が衰退した地域等において、自然の復元力を活かしたヨシ群落の再生取組を進めている。令和元年度より、長浜地区において消波工等整備中。



(3) 自然公園施設整備事業—コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、琵琶湖国定公園をはじめとする県内の自然公園および自然歩道は、県内外の多くの人々をひきつける憩いの場として、地域社会にとって重要な資源。しかしながら近年、園地内の施設の老朽化が進行し、利用者の安全確保の観点から深刻な問題となっている。自然公園の安全かつ快適な利用の促進と生物多様性の保全のため、早急に再整備・改修を進める必要がある。



東海自然歩道歩道橋

東海自然歩道吊橋

自然環境整備 交付金事業 交付金額(千円)		R2	R3	R4	R5
		実績額	実績額	交付決定額	要望額(予定)
	早崎内湖再生	41,862	5,688	7,345	67,950
	ヨシ群落再生	2,475	3,150	3,150	4,995
自然公園施設整備	—	33,750	(R3 補正により交付)	70,154	

担当 (1) (2) 琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係 TEL 077-528-3463
(3) 自然環境保全課自然公園・企画係 TEL 077-528-3481